

■ 老後 2000 万円問題とは？

老後 2000 万円問題が社会問題化したのは 2019 年のことです。この年の 6 月 3 日に公表された金融審議会・市場ワーキング・グループの「高齢社会における資産形成・管理」と題する報告書^{*1}（以下、単に「報告書」）にあった「（高齢者世帯の）毎月の不足額の平均は約 5 万円であり、まだ 20～30 年の人生があるとすれば、不足額の総額は単純計算で 1300 万円～2000 万円になる」という記述から抜き出された数字が独り歩きし、これによって老後のお金の問題を意識した人が急増したと言われます。これまでも公的年金だけでは老後が不安だということを漠然と思っていた人も、このように目に見える形で金額が示されたことで現実味をもった不安に襲われたものと考えられます。

報告書における高齢者世帯の収入と支出は 2017 年の家計調査年報（家計収支編）から引用されたものでした。具体的には、この家計調査における「夫 65 歳以上、妻 60 歳以上で構成する夫婦一組の無職世帯」の月間の実収入 20 万 9198 円から実支出 26 万 3718 円を引いた▲5 万 4520 円を典型的高齢者世帯の 1 か月あたりの家計の不足分として、それを 30 年（360 か月）分に換算して求められた 1962 万 7200 円を丸めると約 2000 万円となります。

2000 万円という金額はこのような単純な計算をしたにすぎないにもかかわらず、この報告書が公表されたことによってそれにアンカーリングされて、世の中では老後（の起点としての 65 歳時）に 2000 万円が必要なのだという固定観念が生まれたのが狭義の老後 2000 万円問題だと言える

のでしょう。

■ 老後 2000 万円問題の問題

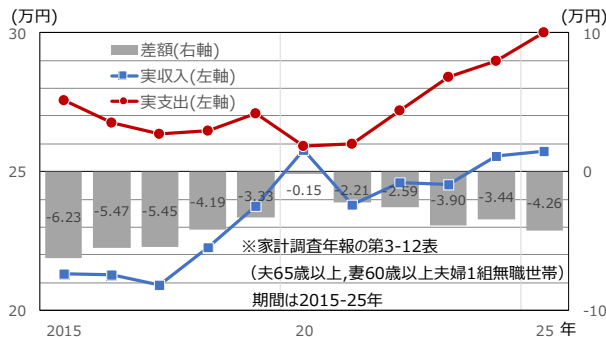
しかし、この老後 2000 万円問題、すなわち高齢者世帯が老後に 2000 万円不足するという試算そのものに様々な問題があることは公表された当初から指摘されていました。まず、この試算自体が平均的または典型的な世帯に関する単純な計算であって、すべての世帯にあてはまるわけではないことは当然です。おそらく報告書の執筆者もそれは認識していて、イメージをわきやすくするという程度の目的でこの試算を掲載したものと考えられます。

ただ、それ以上に深刻な問題もこの試算には含まれています。まず、この家計調査に示される平均的な世帯についても、この実収入と実支出の差がその高齢者世帯にとって必要な資産の取り崩し額を表しているのかどうか分からないという点があります。この世帯は取り崩せる資産がそれだけあったから取り崩し、それに合わせて支出を調整しただけかもしれないわけです。もっと取り崩せる資産が多ければ支出を増やすことができたかもしれません。逆に、資産がなければもっと支出を切り詰めなければならなかったかもしれません。つまり、報告書のような、実収入と実支出の差額から必要な資産額を求めるロジックは実は正しくなく、すでに保有する資産額が実収入と実支出の差額となって出てきているだけの可能性もあるわけです。そのことは、仮に実収入と実支出の差額がゼロであっても、その世帯の家計にお金が不足しているわけではないことを思考実験してみればわかります。その世帯は、少ない収入に合わせ

当資料は、投資環境に関する参考情報の提供を目的として野村アセットマネジメントが作成したご参考資料です。投資勧誘を目的とした資料ではありません。当資料は市場全般の推奨や証券市場等の動向の上昇または下落を示唆するものではありません。当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料に示された意見等は、当資料作成日現在の当社の見解であり、事前の連絡なしに変更される事があります。なお、当資料中のいかなる内容も将来の投資収益を示唆しない保証するものではありません。投資に関する決定は、お客様ご自身でご判断なさるようお願いいたします。投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しします投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認ください。

るために支出を切り詰めているだけかもしれないのです。

図 1 高齢者世帯の月間収入と支出



(出所) 総務省統計局「家計調査年報(家計収支編)」(<https://www.stat.go.jp/data/kakei/npsf.html>)より野村アセットマネジメント作成

もう一つ、考えられる問題として、2017 年の家計調査がたまたまそうなっただけで、その不足額が時系列的に変動しているかもしれないということがあります。偶然 2016 年版の月間不足額は▲5 万 4711 円と、2017 年版とほぼ同額でしたが、報告書の公表からわずか半月後に発表された 2018 年版の年報によればその不足額は▲4 万 1873 円と急減しました。この金額を 30 年換算すれば、1507 万 4280 円となり、「老後 1500 万円問題」とされていたのかもしれませんが。さらに 2019 年版は▲3 万 3270 円(30 年換算約▲1200 万円)、そして 2020 年版ではなんと▲1541 円(30 年換算約 55 万円)とほぼゼロといっていい差額になりました。少なくとも報告書の計算ロジックを 2020 年版のデータに当てはめれば老後 2000 万円問題は解消されたように見えるのですが、そんなことは当然ありません。2020 年はコロナ禍で支出が抑制される一方、特別給付金などで収入が増加したことが、一時的に高齢者世帯の家計収支が改善した要因です。図 1 に見られるように、その後は再び差額は拡大し、高齢者世帯の家計は厳しくなっていますが、それについては稿を改めて議論

することにします。

さらに細かいことを言えば(実はそれほど細かいことではないのですが)、この報告書の試算では資産の運用やインフレを考慮していません。2000 万円を 360 で割って埋め合わせるべき月間の家計赤字を単純に計算しているだけです。同じ 2000 万円でも、運用するかしないかで資産寿命は異なりますし、月間約 5.5 万円だと思っていた家計赤字もインフレによる支出増加が収入増加を上回れば大幅に増える可能性があります。さらに言えば、老後のお金の問題を考える上では、寿命の不確実性が影響します。30 年はかなり保守的に見積もったつもりでも、それより長生きすれば資金は不足する可能性が高まりますし、早死にすればもっと多く支出して消費しておけばよかったと後悔しそうです。このような問題に対応するのがライフプランニングの要諦です。

■ 老後 2000 万円問題への対処

言うまでもないことですが、「老後〇万円問題」の〇に入る金額、老後に向けて形成する必要がある資産額は人それぞれです。したがって、まず、その金額をどうにかして算定する必要があるでしょう。そのためには、老後に想定される実収入と実支出を推定することがまず必要です。実支出については多ければ多いほど良いという人もいますが、どのようなお金の使い方をするかは人それぞれです。それはどのような老後を過ごしたいかにもよります。ほとんどの人はそこが定まり切れていないにもかかわらず、目標金額だけを先に決めようとしているところが問題で、それが老後 2000 万円問題の根幹なのでしょう。(K5)

*1 金融庁「金融審議会市場ワーキング・グループ報告書」(令和元年 6 月 3 日)
https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/2019_0603.html

野村アセットマネジメントからのお知らせ

■ ご注意

下記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、野村アセットマネジメントが運用するすべての公募投資信託のうち、投資家の皆様にご負担いただく、それぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前によく投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をご覧ください。

■ 投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価格が変動します。したがって投資家の皆様のご投資された金額を下回り損失が生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をよくご覧ください。

■ 投資信託に係る費用について

以下の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

2026年5月現在

ご購入時手数料 《上限 3.85%（税込み）》	投資家が投資信託のご購入のお申込みをする際に負担する費用です。販売会社が販売に係る費用として受け取ります。手数料率等については、投資信託の販売会社に確認する必要があります。投資信託によっては、換金時（および償還時）に「ご換金時手数料」等がかかる場合もあります。
運用管理費用（信託報酬） 《上限 2.222%（税込み）》	投資家はその投資信託を保有する期間に応じてかかる費用です。委託会社は運用に対する報酬として、受託会社は信託財産の保管・管理の費用として、販売会社は収益分配金や償還金の取扱事務費用や運用報告書の発送費用等として、それぞれ按分して受け取ります。 * 一部のファンドについては、運用実績に応じて報酬が別途かかる場合があります。 * ファンド・オブ・ファンズの場合は、一部を除き、ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等が別途かかります。
信託財産留保額 《上限 0.5%》	投資家が投資信託をご換金する際等に負担します。投資家の換金等によって信託財産内で発生するコストをその投資家自身が負担する趣旨で設けられています。
その他の費用	上記の他に、「組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料」、「ファンドに関する租税」、「監査費用」、「外国での資産の保管等に要する諸費用」等、保有する期間等に応じてご負担いただく費用があります。運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断下さい。